

調布市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金のご案内

物価高騰の影響を受けている市内介護サービス事業所に対し、事業の継続を支援し、安定した介護サービスの提供に資することを目的として、調布市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金を交付します。

1 対象事業所

以下の全ての要件を満たす事業所が交付対象となります。

- (1) 調布市内に所在する以下の介護サービス事業所又は施設（以下、「事業所等」という。）

入所系サービス：	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護
通所系サービス：	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所型サービス（当該サービスのみ提供している場合） 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
訪問系サービス：	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 訪問型サービス（当該サービスのみ提供している場合）

- (2) 令和8年7月1日までに、関連法令等に基づき東京都又は調布市の指定を受けて、介護給付費等を受領している事業所等
- (3) 申請日時点において、令和9年3月31日までの間に休止・廃止する予定のない事業所等

2 対象経費

対象事業所における令和8年1月1日から同年6月30日までの間に要した経費

- (1) 入所系サービス 食材料費及び光熱費
- (2) 通所系サービス 食材料費、光熱費及び燃料費
- (3) 訪問系サービス 光熱費及び燃料費

3 交付金額（算出方法）

対象事業所における「2 対象経費」の総額と下記の算出額のいずれか少ない金額となります。

- (1) 入所系サービス ※1施設当たり上限120万円
令和8年1月から6月までの各月1日時点の入所者を合算した人数に、基準額5,900円を掛けて算出してください。

ただし、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においては、特定入所者介護サービス費の対象となる方(東京都の物価高騰緊急対策支援金の対象となる方)は除いて計算してください。

(2) 通所系サービス

令和8年1月から6月までの各月1日時点の利用定員を合算した人数に、基準額1,600円を掛けて算出してください。

(3) 訪問系サービス

令和8年1月から6月までの介護サービスを提供した月数に、基準額3,000円を掛けて算出してください。

3 申請者
運営法人

4 申請期間
令和8年7月31日(金)まで

5 申請方法

LoGoフォームから必要事項を入力し、送信してください。

URL：<https://logoform.jp/form/tbbj/1671543>

※調布市内に所在する事業所をまとめて申請いただけます。

※申請は1事業所・施設につき1回限りです。



6 申請後の流れ

(1) 必要に応じて、申請内容の確認及び修正依頼をさせていただく場合がございます。

(2) 申請内容の確認完了後、交付(不交付)決定通知書を登録された担当者宛にお送りします。

(3) 交付決定日から概ね一月を目途に、支援金を登録された口座にお振り込みします。

7 留意事項

(1) 他支援制度との重複について

「2 対象経費」に対し、東京都等による他の支援制度を利用される場合は、同じ経費・期間・対象者に対する補助等を受領する月は除きます。

(2) その他

不明な点につきましては、市ホームページを参照ください。

URL：<https://www.city.chofu.lg.jp/060040/p034062.html>

8 問い合わせ先

調布市福祉健康部高齢者支援室介護給付係 事業者支援担当

電話：042-481-7321（直通）

メール：kaigo@city.chofu.lg.jp